

《退職手当金請求書にかかる目隠しシールについて》

目隠しシールとは？

- ・退職手当金請求にあたって退職者（請求者）ご本人が作成します「退職手当金請求書・合算申出書」には個人番号（マイナンバー）の記載が必要であり、このほか個人番号カード（写）、番号通知カード（写）等の添付をしていますが、個人番号が必要以上に目に触れないよう対応を強化するため、「目隠しシール」を導入することといたしました。
- ・平成29年3月21日付で、掛金届作成および掛金納付のご案内とともにお送りしております。

送りイメージ



拡大

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における退職手当金請求のための目隠しシールです。

本人確認書類等の個人情報の目隠しとしてご利用ください。

（福祉医療機構用）退職所得の受給に関する申告書「個人番号」欄に貼付してください

（福祉医療機構用）個人番号カード又は番号通知カード等の「個人番号」欄に貼付してください

この部分もシールとなっています。必要に応じて、本人確認書類（免許証等）の隠したい部分に貼付してください

「個人番号」欄に貼付してください

「個人番号」欄に貼付してください

【ご注意ください】

- ・10セットを1枚として、共済契約者様に原則として1枚ずつお送りしております。（請求者10名様分となります）
- ・不足の場合、お問い合わせフォームもしくはFAXからご請求ください。
- ・目隠しシールは6カ月を超えると粘着力が弱くなる可能性があります。また、配付する数に限りがありますので、お手数ですが、必要な数だけご請求していただきますようお願いいたします。